

○ 保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令（平成十年大蔵省令第二百二十四号）

改正案

現行

（法第二百七十条の三第二項第一号に規定する内閣府令・財務省令で定める率）

第五十条の五（略）

2～4（略）

5 第二項本文に規定する「基準弁済見込率」とは、破綻保険会社につき、法第二百七十条の三第二項第二号（法第二百七十条の三の二第八項において準用する場合を含む。）に掲げる額（規則第十七条（第一項を除く。）及び第十七条の二の規定、規則第二編第二章第二節第二款第一目の規定中のれんに関する規定（規則第二十四条の規定を含む。）、会社更生法施行規則（平成十五年法務省令第十四号）第一条第三項前段の規定又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十九号）第四条第三項前段の規定により当該破綻保険会社に係る救済保険会社若しくは承継保険会社又は当該破綻保険会社につき計上されるべきのれん（資産として、又は資産の部に計上されるべきものに限る。以下この項において同じ。）の額がある場合にあつては、当該のれんの額を含むものとする。）を特定責任準備金等の額で除して得た率とする。

（法第二百七十条の三第二項第一号に規定する内閣府令・財務省令で定める率）

第五十条の五（略）

2～4（略）

5 第二項本文に規定する「基準弁済見込率」とは、破綻保険会社につき、法第二百七十条の三第二項第二号（法第二百七十条の三の二第八項において準用する場合を含む。）に掲げる額（規則第十七条（第一項を除く。）から第十七条の三までの規定（規則第十七条第二項の規定により適用される会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二編第二章第二節（第三款から第七款までを除く。）の規定を含む。）、規則第二編第二章第二節第二款第一目の規定中のれんに関する規定（規則第二十四条の規定を含む。）、会社更生法施行規則（平成十五年法務省令第十四号）第一条第三項前段の規定又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十九号）第四条第三項前段の規定により当該破綻保険会社に係る救済保険会社若しくは承継保険会社又は当該破綻保険会社につき計上されるべきのれん（資産として、又は資産の部に計上されるべきものに限る。以下この項において同じ。）の額がある場合にあつては、当該のれんの額を含むものとする。）を特定責任

(法第二百七十条の五第二項第一号に規定する内閣府令・財務省令で定める率)

第五十条の十一 第五十条の五の規定は、法第二百七十条の五第二項第一号に規定する内閣府令・財務省令で定める率について準用する。この場合において、第五十条の五第五項中「法第二百七十条の三第二項第二号(法第二百七十条の三の二第八項において準用する場合を含む。)」に掲げる額(規則第十七条(第一項を除く。))及び第十七条の二の規定、規則第二編第二章第二節第一款第一目の規定中のれんに関する規定(規則第二十四条の規定を含む。)、会社更生法施行規則(平成十五年法務省令第十四号)第一条第三項前段の規定又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律施行規則(平成十五年内閣府令第十九号)第四条第三項前段の規定により当該破綻保険会社に係る救済保険会社若しくは承継保険会社又は当該破綻保険会社につき計上されるべきのれん(資産として、又は資産の部に計上されるべきものに限る。以下この項において同じ。))の額がある場合にあつては、当該のれんの額を含むものとする。」「とあるのは「法第二百七十条の五第二項第二号に掲げる額」と読み替えるものとする。

準備金等の額で除して得た率とする。

(法第二百七十条の五第二項第一号に規定する内閣府令・財務省令で定める率)

第五十条の十一 第五十条の五の規定は、法第二百七十条の五第二項第一号に規定する内閣府令・財務省令で定める率について準用する。この場合において、第五十条の五第五項中「法第二百七十条の三第二項第二号(法第二百七十条の三の二第八項において準用する場合を含む。)」に掲げる額(規則第十七条(第一項を除く。))から第十七条の三までの規定(規則第十七条第二項の規定により適用される会社計算規則第二編第二章第二節(第三款から第七款までを除く。))の規定を含む。)、規則第二編第二章第二節第一款第一目の規定中のれんに関する規定(規則第二十四条の規定を含む。)、会社更生法施行規則(平成十五年法務省令第十四号)第一条第三項前段の規定又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律施行規則(平成十五年内閣府令第十九号)第四条第三項前段の規定により当該破綻保険会社に係る救済保険会社若しくは承継保険会社又は当該破綻保険会社につき計上されるべきのれん(資産として、又は資産の部に計上されるべきものに限る。以下この項において同じ。))の額がある場合にあつては、当該のれんの額を含むものとする。」「とあるのは「法第二百七十条の五第二項第二号に掲げる額」と読み替えるものとする。